

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

				区	分	俸	給	月	額
四	三	二	一	検 事 長	検 事 長	次 長	次 長	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	そ の 他 の 検 事 長
号	号	号	号	長	長	事	事	長	長
八 一 八、 〇 〇 〇 円	九 六 五、 〇 〇 〇 円	一、 〇 三 五、 〇 〇 〇 円	一、 一 七 五、 〇 〇 〇 円	一、 一 九 九、 〇 〇 〇 円	一、 三 〇 二、 〇 〇 〇 円	一、 一 九 九、 〇 〇 〇 円	一、 四 六 六、 〇 〇 〇 円		

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号
二五四、一〇〇円	二七六、五〇〇円	二八六、八〇〇円	三〇四、一〇〇円	三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円

副

検

事

十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号
二八六、八〇〇円	三〇四、一〇〇円	三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	四三八、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	一三三二、四〇〇円	一三八、五〇〇円	二四五、二〇〇円

基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払とみなす。